

就学援助制度のお知らせ

高鍋町では、子どもさんを小学校及び中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの保護者の方に対し、年間補助限度額の範囲内で学用品費や給食費などの費用の一部を援助しております。希望される方は学校または教育総務課へご相談ください。

※ 校納金（給食費・教材費等）のすべてが補助されるものではありません。

■ 援助内容 ■

年4回（7月、10月、12月、3月）に分けて支給します。校納金が免除になる制度ではありませんので、校納金は期日通り学校へ納めていただくことを原則とします。

【R6年度 年間予定額/1人あたり】

補助対象	小学校	中学校
学用品費等	11,630円	22,730円
校外活動費【宿泊なし】	1,600円	2,310円
校外活動費【宿泊あり】	3,690円	6,210円
新入学学用品費 (新1年生のみ支給) ※1	54,060円	63,000円
体育実技用具費	-	(柔道) 7,650円 (剣道) 52,900円
給食費	1日単価×食日数	1日単価×食日数
修学旅行費	22,690円	60,910円
オンライン学習通信費 ※2	14,000円	14,000円

※1 高鍋町では、前年度中に新入学用品費の事前支給を行っているため、そちらの支給を受けた方は対象外となります。

※2 「オンライン学習通信費」の支給のみ、1世帯当たりの支給となります。

■ 認定審査の方法 ■

当町の認定審査は、申請世帯の収入額が生活保護基準の最低生活費の1.3倍以内を基準として定めております。月に1回開催される教育委員会定例会にて基準値との比較及び申請理由を参考に審査・認否判定を行います。

そのため、申請世帯の状況によっては、ご希望に添えないこともあります。あらかじめご了承ください。また、審査の結果は、学校長を通じてお知らせします。

■ 提出書類 ■

就学援助の申請には、次の書類が必要です。

○ 「準要保護児童生徒就学援助費申請書兼世帯票」

≪申請書記入上の注意≫

- ・ 黒ボールペンで記入してください。
- ・ 申請書の住所は正確にご記入ください。
- ・ 2月～3月に申請書を提出される方は新学年を、4月以降に提出される方は現学年をご記入ください。

申請書及び簡易質問票は、
各学校の事務室でお受け取り下さい。

○ 「簡易質問票」

○ 添付書類（次のとおり）

① 収入のある同居家族全員分の前年の収入を証明する書類

➡ 源泉徴収票または確定申告書の控え、過去3か月分の給与明細等

※ 必ず上記のいずれかを必ずご提出ください。なお、いずれも準備できない世帯につきましては、その旨を学校又は教育委員会にご相談ください。

※ 住民票が別でも同居している家族（祖父母・おじ・おば等）全員分の収入状況を確認します。

② 児童扶養手当証書の写し（受給者のみ）

③ 各種年金の受給額が分かるものの写し（受給者のみ）

※ 非課税所得に該当する年金（遺族年金、労災年金、障害年金等）についても提出してください。

④ 障害等級の分かるものの写し（世帯に障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方がいる場合）

■ 注意事項 ■

- ✓ 就学援助の申請は、毎年必要です。各学校へご提出ください。
- ✓ 児童生徒が小学校、中学校にそれぞれ在籍する場合は、各学校へ申請書を提出して下さい。
- ✓ 申請書等は各学校の事務室にあります。申し込みの際は、印鑑をご持参ください。
- ✓ 原則、町民税非課税世帯が対象となります。それ以外の方につきましても、世帯の状況によって審査を行いますので、申請理由は詳細に記載してください。
- ✓ この制度は、私立、県立の小中学校へ就学している児童生徒については対象外となります。
- ✓ 必要に応じて、状況確認のため教育委員会から直接聞き取りをさせていただくことがございますのでご了承ください。
- ✓ 原則、住宅ローンを契約中（返済中）の方は申請できません。

申請や受給条件等に関するお問い合わせがございましたら、下記担当課までお問い合わせください。

教育委員会教育総務課

T E L : 0 9 8 3 - 2 3 - 0 3 1 5